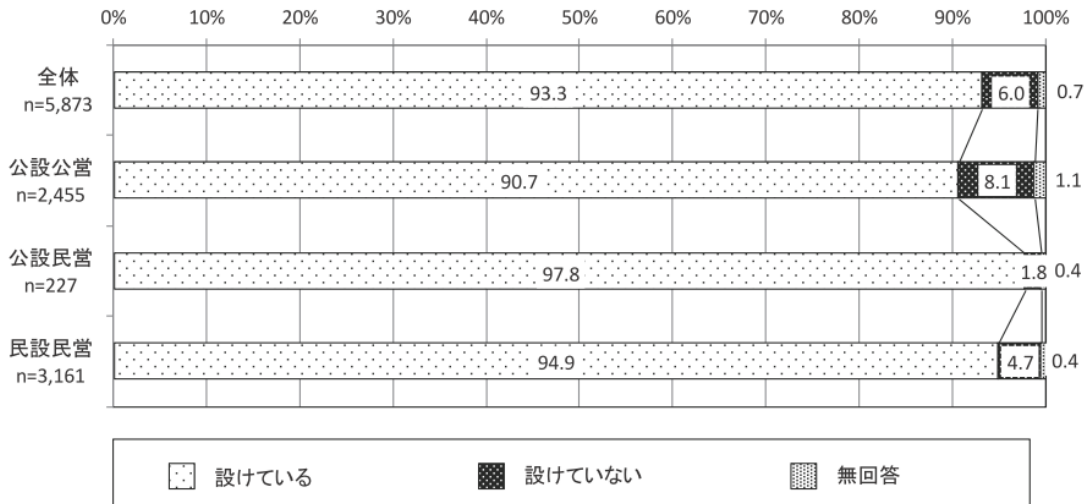


## 設置・主体別施設内研修の実施状況が示唆する 開示すべき保育施設情報詳細化の必要性

図表 85 設置・運営主体別 施設内研修の実施状況：単数回答



出所：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会 平成 29 年6月「全国保育協議会会員の実態調査報告書 2016」  
[http://www.zenhokyo.gr.jp/cyousa/h29\\_06/201706.pdf](http://www.zenhokyo.gr.jp/cyousa/h29_06/201706.pdf)

上のグラフは、保育施設において職員に対し、施設内研修を実施しているかどうかのアンケート結果である。公設公営とは自治体が運営している、いわゆる公立保育所のことである。公設民営は建物の建設及び施設開設は自治体が行ったが、現在の運営は自治体から委託された民間（社会福祉法人や株式会社）が行っている、いわゆる民営化された保育所。民設民営は、設置から運営まで全て民間が行っている、いわゆる私立保育所である。

内容を見ると、施設内研修を実施している公立保育所は約91%で、民営化並びに私立保育所と比較して一番低い数値である。施設外研修については、公立が99.1%、民営化が98.2%、私立が99.3%という実施状況で、ほとんど変わらない。つまり、外部研修を実施しているから施設内研修はなくても良いということにはならないということである。

元々は国や自治体が運営していながら、多様なサービスへの対応や財政上の問題などから民営化されるといふ例は過去に多々あり、それは保育所という福祉であつてもあてはまる。公立保育所の民営化について積極的かどうかは自治体によって異なるが、それを計画した際に一つのハードルとして、住民からの意見というものがある。民営化に関するパブリックコメントや説明会で多くみられるのが、保育の質が低下するといった住民からの懸念、反対である。

しかしながら、その保育の質とは何か？となると、明確に答えられる人はどれくらいいるのだろうか。

厚生労働省が2018年から数回にわたって実施している「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」での参考資料では、OECD や過去研究から保育の質の諸側面として次のように挙げられている。政府や自

治体が示す方向性としての「志向性の質」、保育所保育指針等で示される教育(保育)の概念や実践といった「教育の概念と実践」、物的・人的環境による「構造の質」、ニーズ対応や全体の計画・職員の専門性向上など運営に関わる「実施運営の質」、保育者や子どもたちの関係性による「相互作用あるいはプロセスの質」、子どもたちの幸せにつながる成果という「子どもの成果の質あるいはパフォーマンスの基準」の6つである。

これらはまさにその通りではあるが、難点として、明確に数値で図ることが難しく、満たしているのか満たせていないのか、満たせていないのならば何をどれくらい実施すればということが、個々の感覚や価値観によって異なってしまうということが挙げられる。つまり「保育の質」とは、その基準が非常に曖昧なものといえる。

その中でも、かろうじて数値で示すことができるのが「構造の質」と「実施運営の質」である。

数値で示すことによって、主観的でなく客観的評価ができるということは、古くから多くの人に共通理解されていることである。そのため面積や人員について、国が基準を明確にし、自治体によってはそれを上回る基準を設けることで、いわゆる「保育の質」を担保していることとされているのである。また、基準以上に人員配置ができるか、そして職員に対して専門性向上のための研修機会をどれくらい設けているのかという点を、事業者が「保育の質」を向上させることに務めているかどうかの判断材料としている。

それは、認可保育所の公募申請時に事業者側が提出する資料に、人員配置とそれに関する考え方、職員の年間研修計画は必須であることや、公定価格に研修に参加する職員の代替職員の人件費や基準を上回る人員配置に自治体独自の加算を設けていることなどからも、「保育の質」ということは人員数や研修機会が大きな要素と捉えられていることがわかる。

冒頭のグラフに戻ると、そのような「保育の質」を測る一つの基準である職員への研修について、実施割合が一番低いのは公立保育所という結果になっている。また、自施設の状況について福祉施設として適切な運営がなされているかどうかを指定外部機関に評価してもらう「第三者評価」の受審状況についても、公立保育所は14.8%と最も低い(民営化保育所は28.6%、私立保育所は15.6%)。

これらは一つの側面ではあるが、数値で示すことができる範囲では、公立保育所というだけでは「保育の質」が良い、または「保育の質」の向上に努めているということにはならないといえる。公立、民営化、私立でも社会福祉法人や株式会社というように、保育施設の運営主体者は様々である。また、業態も認可保育所をはじめとして、こども園や小規模保育施設、認可外の企業主導型があるが、一般的には、公立及び認可保育所が「保育の質」が高いとみなされることが多い。しかしながら、定型的にそう断ずることはできないことは上記の数字が示している。また、実際にも地域での評判は公立でも千差万別であるし、そもそもその評をしている人自体が「保育の質」というものを理解していない可能性が高い。

そのため、保護者が適切に施設を選べるようにするために、また保護者からの人気と「保育の質」が比例するように、より詳細の情報開示を行うとともにその情報は何を示唆しているのかというものを解説する必要があるのではなだろうか。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。